

9 あとがき【建築基準法は最低基準を定めている】

検証法を適用する建築物についても、計画建築物の避難計画上のネックとなる部分を熟知し、部分的にそのネックとなる事項を補強し、安全性能を高めるようにしていただきたいと思います。現在の検証法の多くは、排煙設備を「蓄煙」させ無排煙ありきという状態の中で検証しています。しかし、コスト削減を目的とした蓄煙ありきの設計ではなく、設計自由度の向上も目的として考えることができるのではないのでしょうか。例えば以下のような例が挙げられます。

1. 特別避難階段の附室の軽減(事務所ビル等)
2. 物販店舗等の避難階段の軽減による売場面積効率向上
3. 特殊な仕上げを使用したい場合等の内装材選択の自由度向上
4. 直通階段の配置の自由度向上(物品販売店舗のほか、工場でも階段の配置の自由度向上により、生産設備の自由度が向上。また、大規模であれば直通階段の軽減等)
5. 物品販売店舗の屋外出口幅については、3000 m²の店舗面積があるとその 6/100 以上の開口幅の要求がある為、18mもの開口幅が必要となりますが、開口部をバランスよく配置することで、避難を十分に満足し開口部を減少させた計画ができ、防犯上も有効な計画にすることが出来ます。

このため、コスト削減のみを目的とするのではなく、設計の自由度が増したという意識で検証法を活用していただくことをお勧めします。仕様規定で一律に定められていた「内装制限、排煙設備、防火区画、直通階段までの歩行距離、物品販売店舗の屋外出口幅等」について、ある部分の性能を高めることでその他の部分の規定を適用しないことが出来、充実した排煙設備・防煙区画をすることにより、直通階段までの歩行距離を伸ばすことが出来る等のメリットも十分にあることを、建築主にも提案していただきたいと思います。

我々は、建築基準関係規定に適合していることを確認し、確認済及び検査済証を交付する立場にあります。今回ホームページの連載の中で、「羈束行為」とされている建築確認の枠を超えた表現も含まれているかもしれません。ビューローベリタスジャパン株式会社の企業理念である「顧客の資産・事業・製品・組織に対する、品質・衛生・安全・環境へのマネジメントを通じて、業務資格の保全、リスクの低減、あるいは業務改善を実現し、経済的価値を提供する。」考えに基づくアドバイスとして参考にしていただければ幸いです。

現在は、施行令第 129 条の 2、第 129 条の 2 の 2、平成 12 年告示第 1440 号、1441 号、1442 号と、これらを解説した 2001 年版避難安全検証法の解説及び計算例を参考に、基準法の判断が行われておりますが、その解説の具体的に示された判断基準のみでは明快な判断ができないグレーの部分が多くあり、望ましい状況であるとは言えません。

今後検証法の具体的取扱いについて様々な事例に適確な判断ができるよう、日本建築行政会議等で討議される事が望まれますが、更に行政と確認検査機関及び建築業界の方々が多く意見を交換しあい、建築業界を発展させ、我々指定確認検査機関を有効にご利用いただけるシステムが実現できると良いと考えます。